

総 税 市 第 119 号
消 食 表 第 810 号
5 消 安 第 5616 号
課 酒 5 - 3 3
令和 5 年 12 月 27 日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長
各都道府県食品表示法担当部（局）長
各保健所設置市食品表示法担当部（局）長
各特別区食品表示法担当部（局）長

】 殿

総務省自治税務局市町村税課長
消費者庁食品表示企画課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
国税庁課税部酒税課長

ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に
係る関係法令遵守について

従来から、ふるさと納税の返礼品については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 37 条の 2 第 2 項第 3 号及び法第 314 条の 7 第 2 項第 3 号において「当該都道府県等の区域内において生産された物品（中略）であって、総務大臣が定める基準に適合するもの」とされており、これに基づき、「地場産品基準」として告示（平成 31 年総務省告示第 179 号）第 5 条各号及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q & A について（通知）」（令和 5 年 7 月 21 日付け総税市第 80 号）を定めているところです。

しかしながら、昨今、ふるさと納税の返礼品として提供される食品（以下「食品返礼品」という。）について、産地名（加工食

品にあっては原料原産地名。以下同じ。)の表示を偽る事案が複数発生しています。これらの事案は、地場産品基準に違反する場合、ふるさと納税制度の適正な運用に支障を来すほか、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に違反する場合、食品に対する消費者の信頼を揺るがしかねないものです。

また、国内産地の農業者の適正かつ円滑な取引にも支障を来す懸念があるところです。

つきましては、各地方自治体におかれては、下記事項に留意の上、ふるさと納税制度と食品表示法の適正な運用を行っていただくようお願いいたします。

また、各都道府県のふるさと納税市区町村担当部長及び食品表示法担当部（局）長におかれては、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 食品返礼品取扱事業者との契約に際しては、当該事業者が、地場産品基準や食品表示法に違反（特に、事実と異なる産地名の表示。以下同じ。）することのないよう、当該事業者が適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備しているかについて、過去の取引実績などを踏まえ、審査を厳正に行うこと。
- 2 食品返礼品取扱事業者との契約後も、当該契約に基づく適正な事業実施を確保するため、定期的に事業者に対し必要な調査・確認などを行うとともに、特に、地場産品基準や食品表示法の違反が疑われる場合（過去の取引実績を大幅に超過するなど）には、速やかに実地調査などを行うこと。

そのため、食品返礼品取扱事業者との契約においては、そのような対応を円滑に実施するために必要と考えられる次のような内容を盛り込むこと。

- ① 事業者が地方自治体の調査・確認に応じる義務及び地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務に係る規定
- ② 事業者が食品表示法の違反を行った場合の取引中止等の対応に係る規定や契約不履行時の違約金及び損害賠償に係る規定

- 3 各地方自治体は、上記 1 及び 2 のような取組を通じて食品返礼品取扱事業者による適正な事業実施を確保する必要があること。そのために必要と考えられる対応をとることなく、食品返礼品取扱事業者が食品返礼品の産地名の表示を偽ることで地場産品基準に違反した場合は、法第 37 条の 2 第 6 項及び第 314 条の 7 第 6 項の規定により、指定の取消し対象となり得るものであることに留意すること。
- 4 食品返礼品において、食品表示法の違反が疑われる情報を得た場合は、食品表示法の措置権限を有する行政機関、部署へ速やかに情報提供すること。
- 5 地場産品基準や食品表示法の違反を行った食品返礼品取扱事業者に対しては、食品返礼品の取扱停止など速やかに必要な措置を講じること。
- 6 各地方自治体において、日頃から、ふるさと納税担当部局と食品表示法監視部局間での情報共有、連携強化に努めること。